

「山口県障害福祉サービス実施計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」（素案）に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見の募集期間 平成29年12月19日（火）から平成30年1月18日（木）
- 2 意見の件数 2人 9件
- 3 意見の内容と県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
計画の記載について		
1	P15(2) 日中活動系サービスの中には①生活介護②自立訓練（機能訓練）③自立訓練（生活訓練）の他に宿泊型自立訓練があるのでは。	宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）に含めています。 その旨の記載を自立訓練（生活訓練）の見込量の欄外に追記しました。
2	目次の表題と計画内容の表題の表現があっていないのでは。	ご指摘を受けて、目次の記載と本文の記載を一致させ修正しました。
3	専門用語が使用されている資料と推測致します（前述の通り資料全てを確認できておりません）。頁下、或いは別途資料で語句説明御掲載頂けましたなら幸いです。 図面・表については、説明等の為にも通番を設定頂けましたなら幸いです。	専門用語等の一般的でない用語については、欄外に「用語解説」を掲載しています。 図面・表の通番は設定しておりませんが、項目毎に数字の記号を付しています。
4	可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。	ご意見を踏まえ、可能な限り、西暦併記を行いました。
計画策定にあたっての考え方等		
5	P35 圏域毎の取組事項(2) 柳井圏域「グループホーム」の整備を働きかけるにしましてはP21のH30以降の数値が少ないのでは。	市町において、現利用者と今後の利用意向を踏まえて積算した結果、サービス見込量は漸増しています。

6	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>本計画は、学識経験者や労働局等の関係機関、障害者団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」（委員17名）における審議を経て、決定しました。</p> <p>また、本計画の策定に向けた基礎調査として、障害福祉サービス等の利用状況や必要としている支援内容等を把握し、障害福祉施策の効果的な推進を図ることを目的に「障害福祉サービス等利用者アンケート」を実施しました。</p>
7	<p>当該計画/プランについて、・いつ/どの程度の頻度で・どの部署がどの様にして目標管理・進捗確認・計画/プランの修正等を行なうのか御明示願います。</p>	<p>「計画の達成状況の点検及び評価」に記載のとおり、学識経験者や労働局等の関係機関、障害者団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」において、計画の進捗状況等を報告して点検・評価を行い、その結果を市町へ情報提供します。</p>
その他		
8	<p>当案件、意見作成の為には関係計画・諸施策も確認するべきであると考えます。</p> <p>その様な意見募集を、意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ同時期に関係し合うであろう6案件同時実施、資料総ページ数は600頁を越す様な複数案件を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は明らかに短いと感じます。</p> <p>（結局全資料熟読精査できぬままの意見送付となっております。）</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>上記意見と関係し、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>なお、計画の全体像を把握する一助となるよう計画の概要を示す資料をパブリック・コメント実施時に掲載しました。</p> <p>おって頂いたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

8 上記返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合は必ず期間延長、案件集中する場合は自動的に期間延長、等)を御願い致します。

最初の意見と同様の意見(「年末年始含む期間に案件集中」に関しての意見)を、昨年・一昨年、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント(県民意見募集)に送付しております。

パブリック・コメント(県民意見募集)について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願います。

対応が無かった場合は、「なぜ対応が無かったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。

対応があった場合は、なぜ当パブリックコメント(県民意見募集)で適切な対応が取られていないのか明示願います。

県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。

「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。

(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。)

<p>9 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。</p> <p>(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報)には、6案件件名・QRコード付の広報がなされていたと記憶しております。)</p> <p>今回の案件は「県からの御知らせ」に掲載がありましたが、多くの意見募集案件について県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を明示願います。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき12月18日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月25日の山口新聞、中国新聞及び1月10日の宇部日報に掲載)により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
---	--